

中 学 校 総 則

1 改訂の経緯

- (1) AI（人工知能）の進化など情報化・グローバル化が急激に進展する予測が困難な時代に求められること
 - ① 様々な変化に積極的に向き合い、他者と協働して課題を解決すること。
 - ② 様々な情報を見極め知識の概念的な理解を実現し情報を再構成するなどして新たな価値につなげること。
 - ③ 複雑な状況の中で目的を再構築すること。
- (2) 新しい時代に求められる資質・能力を子供たちに育む「社会に開かれた教育課程」の実現
 - ① 教育に関わる様々な経験や知見をどのように継承していくかが課題。
 - ② 学習指導要領等は、学校、家庭、地域の関係者が幅広く共有し活用できる「学びの地図」としての役割。
 - ③ 教育課程を軸に学校教育の改善・充実の好循環を生み出す「カリキュラム・マネジメント」の実現。

ア 「何ができるようになるか」	イ 「何を学ぶか」
ウ 「どのように学ぶか」	エ 「子供一人一人の発達をどのように支援するか」
オ 「何が身に付いたか」	カ 「実施するために何が必要か」

2 改訂の基本方針

- (1) 今回の改訂の基本的な考え方
 - ① 教育基本法、学校教育法などを踏まえ、これまでの我が国の学校教育の実践や蓄積を生かし、子供たちが未来社会を切り拓くための資質・能力を一層確実に育成。その際、子供たちに求められる資質・能力とは何かを社会と共有し、連携する「社会に開かれた教育課程」を重視。
 - ② 知識及び技能の習得と思考力、判断力、表現力等の育成のバランスを重視する現行学習指導要領の枠組みや教育内容を維持した上で、知識の理解の質を更に高め、確かな学力を育成。
 - ③ 先行する特別教科化など道徳教育の充実や体験活動の重視、体育・健康に関する指導の充実により、豊かな心や健やかな体を育成。
- (2) 育成を目指す資質・能力の明確化
知・徳・体にわたる「生きる力」を子供たちに育むため、「何のために学ぶのか」という学習の意義を共有しながら、授業の創意工夫や教科書等の教材の改善を引き出していけるよう、全ての教科等を三つの柱で再整理。
 - ① 「知識及び技能」の習得
 - ② 「思考力・判断力・表現力等」の育成
 - ③ 「学びに向かう力・人間性等」の涵養
- (3) 「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善の推進
授業改善の活性化による、子供たちの知識の理解の質の向上を図るための六つの留意点。
 - ① 全く異なる指導方法を導入しなければならないと捉える必要はないこと。
 - ② 「主体的な学び」、「対話的な学び」、「深い学び」の視点で、授業改善を進めるものであること。
 - ③ 通常行われている学習活動（言語活動、観察・実験、問題解決的な学習など）の質の向上。
 - ④ 単元や題材など内容や時間のまとまりの中で、学びの実現を図っていくものであること。
 - ⑤ 深い学びの鍵として「見方・考え方」を働かせることが重要になること。
 - ⑥ 基礎的・基本的な知識及び技能の習得に課題がある場合には、その確実な習得を図ることを重視すること。
- (4) 各学校におけるカリキュラム・マネジメントの推進
学校教育の改善・充実の好循環を生み出す「カリキュラム・マネジメント」実現のための三つの視点。
 - ① 各教科の教育内容を相互の関係で捉え、学校教育目標を踏まえた教科等横断的な視点で組み立てること。
 - ② 教育課程の実施状況を評価してその改善を図っていくこと。
 - ③ 人的又は物的な体制を確保するとともにその改善を図り、組織的かつ計画的に教育活動の質の向上を図ること。
- (5) 教育内容の主な改善事項
 - ① 言語能力の確実な育成
 - ② 理数教育の充実
 - ③ 伝統や文化に関する教育の充実
 - ④ 体験活動の充実
 - ⑤ 外国語教育の充実

3 改訂の要点

- (1) 学校教育法施行規則について
教育課程編成の基本的な要素である各教科等の種類や授業時数、合科的な指導等についての規定の改正は行っていない。
- (2) 前文の趣旨及び要点
今回の学習指導要領等は、理念を明確にし、社会で広く共有されるよう新たに前文を設け、次の3点を示した。
 - ① 教育基本法に規定する教育の目的や目標の明記とこれからの学校に求められること。
 - ② 「社会に開かれた教育課程」の実現を目指すこと。

- ③ 学習指導要領を踏まえた創意工夫に基づく教育活動の充実。
- (3) **総則改正の要点**
- 今回の改訂の趣旨が教育課程の編成や実施に生かされるようにする観点から、主に次の3点について改善。
- ① 資質・能力の育成を目指す「主体的・対話的で深い学び」。
 - ② カリキュラム・マネジメントの充実。
 - ③ 生徒の発達の支援，家庭や地域との連携・協働。

4 教育課程の編成

- (1) **教科等横断的な視点に立った資質・能力の育成**
- ① 言語能力，情報活用能力（情報モラルを含む），問題発見・解決能力等の学習の基盤となる資質・能力の育成。
 - ② 現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力を教科横断的な視点で育成。
- (2) **学校段階等間の接続**
- 教育課程の編成に当たっては，学校段階等間の接続を図るものとする。
- ① 小学校学習指導要領を踏まえ，小学校教育までの学習の成果が中学校教育に円滑に接続され，義務教育段階の終わりまでに育成する資質・能力を確実に身に付けられるよう工夫。
 - ② 高等学校学習指導要領を踏まえた，高等学校教育及びその後の教育との円滑な接続が図られるよう工夫。

5 教育課程の実施と学習評価

- (1) **主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善**
- ① 身に付けた知識及び技能の活用，思考力，判断力，表現力等や学びに向かう力，人間性等の発揮。
 - ② 各教科等の特質に応じた物事を捉える視点や考え方（「見方・考え方」）が鍛えられていくことに留意。
 - ③ 各教科等の特質に応じた見方・考え方を働かせながら，知識を相互に関連付けてより深く理解したり，情報を精査して考えを形成したり，問題を見いだして解決策を考えたり，思いや考えを基に創造したりすることに向かう過程を重視した学習の充実。
- ※ 独立行政法人教職員支援機構では，全国の授業実践事例を「主体的・対話的で深い学び」の視点から分析し紹介。
- (2) **体験活動**
- ① 資質・能力を偏りなく育成するために，「学びに向かう力，人間性等」を育む観点から体験活動の充実が重要。
 - ② 体系的・継続的に体験活動を実施していくためには，各教科等の特質に応じた教育課程を編成していくことが必要。
- (3) **学習評価の充実**
- 各教科等の目標や内容が資質・能力の三つの柱に沿って整理されたことを踏まえ，観点別学習評価についても「知識・技能」「思考・判断・表現」「主体的に取り組む態度」の3観点に整理する。
- ① 単元や題材など内容や時間のまとまりを見通しながら評価の場面や方法を工夫して，資質・能力を育成。
 - ② 創意工夫の中で学習評価の妥当性や信頼性が高められるよう，組織的かつ計画的な取組を推進。
 - ③ 学年や学校段階を越えて生徒の学習の成果が円滑に接続されるように工夫。
- (4) **生徒の発達を支える指導の充実**
- ① ガイダンスとカウンセリングの双方により，生徒の発達を支援すること。
 - ② 生徒理解を深め，学習指導と関連付けながら，生徒指導の充実を図ること。
 - ③ 特別活動を要としつつ各教科等の特質に応じて，キャリア教育の充実を図ること。
- (5) **特別な配慮を必要とする生徒への指導**
- ① 特別支援学級では，障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るため，自立活動を取り入れること。
 - ② 特別支援学級や通級による個別の教育支援計画及び個別の指導計画の作成，学習上の困難に応じた指導の工夫。
 - ③ 日本語の習得に困難のある生徒や不登校の生徒，夜間中学等に対する教育課程上の配慮。

6 学校運営上の留意事項

- (1) **教育課程の改善と学校評価等**
- ① カリキュラム・マネジメントを，校長の方針の下に全ての教職員が参加して行うこと。
 - ② 学校評価は，カリキュラム・マネジメントと関連付けながら実施すること。
- (2) **家庭や地域との連携及び協働と学校間の連携**
- ① 「社会に開かれた教育課程」の実現に向け，家庭や地域社会との連携・協働を深めること。
 - ② 世代間や学校間，障害のある子供との間の交流等の機会の充実。
- (3) **教育課程外の学校教育活動と教育課程との関連**
- ① 部活動を実施するに当たっては，生徒のバランスのとれた生活や成長，教員の勤務について配慮すること。
 - ② スポーツ庁では，運動部活動の在り方に関する総合的なガイドラインの作成を検討。